

大規模災害発生時における車両の移動等の協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人全日本レッカー協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時の徳島県内における道路啓開等に係る車両の移動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲に対し、乙が車両の移動等について協力することにより、道路啓開等の迅速かつ効率的な実施に資することを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲が行う大規模災害発生時における道路啓開等を支援するため、乙は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 甲からの要請に基づく、災害対策基本法第76条の6の規定に基づいて行う車両の運転者等への移動命令の伝達、車両の移動、車両の移動を行った際の記録の作成及びこれらと関連する業務
- （2） その他甲乙間で協議し、必要とされる業務

2 乙は、この協定に基づき車両の移動等を行う場合は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（国土交通省道路局）」や別に定める「徳島県道路啓開作業実施手順書」を参考にするものとする。

3 甲は、乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して書面をもって第1項の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（平時の準備）

第3条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれが報告するものとする。

2 甲及び乙は、非常時の通信手段確保について相互に協力するものとする。

3 甲は、災害対策基本法に基づく車両の移動を実施する場合に必要な身分証明書、本協定に基づき、事前に発行するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条第1項各号に基づき乙が行った業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第5条 業務の実施に伴い、甲及び乙いずれの責めにも帰することが出来ない原因により、第三者に対し損害を及ぼした場合、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙が協議して定めるものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに甲又は乙の責めに帰する原因により、第三者に損害を及ぼした場合、各々がこれを負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議し解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和 6年 3月 29日

甲 徳島県

徳島県知事

後藤 正純

乙 東京都千代田区内幸町1丁目3-1
特定非営利活動法人 全日本レッカー協会
理事長

長谷部 孝行